

広島市告示（安芸区）第 96 号
令和 7 年 10 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略